

表記符号の用法に関する小考

～現代日本語表記のナカグロの用法を例に～

内山 和也

0. はじめに

ことばの研究には規範的接近法と記述的接近法とが区別され、一般に後者が言語学の主要な方法であると考えられている。一方、現代日本語の表記に関しては、規範的な立場から研究ないし言及されることが少なくない。

この背景には、現代日本語で正書法 (orthography) が確立していないことがあるものと考えられる。その要因としては、一般に、(1)文字体系 (notation) の間の使い分けが規範化されていないこと、(2)構造的句読法 (structural punctuation) が規範化されていないことが挙げられる。

もっとも、理論的な見地だけからいえば、現代日本語表記に正書法を定めることは難しい作業ではない。すなわち、漢字を廃止して分かち書きに改めればよいだけだからである。しかし、いずれの要件も現実には容易でない。まず、漢字（廃止）に関する議論が常に単なる言語の問題以上のインパクトを持ちうることは周知であろうし、漢字廃止ができなければ、漢字と仮名の共用を前提としたベタ書きを改めることも容易くない。また、現代日本語の表記では区切り符号がさらに多様化し遍在するという予測もなされており（内山2011）、ベタ書きを改めないまま句読法の構造化を目指すこともまた困難だといわなければならない。

他方、表記の研究がしばしば規範を問題にすることに対しては、記述的研究が手薄であるとする批判も見られる。たとえば、王（2006）は、現代日本語の区切り符号に関する記述的研究の重要性を指摘し、具体的にナカグロ¹（・）をとりあげた考察を行なっている。本稿では、主に王（2006）の主張を検討しながら、現代日本語の表記符号（記述記号）——特に、ナカグロの

用法について考察したいと考える。

1. ナカグロの用法の分類

1.1. 先行研究による分類

王（2006：32f）は、「くぎり符号の使ひ方〔句読法〕（案）」（文部省教科書局調査課国語調査室、昭和21〔1946〕年3月）を含む9本の文献・資料にみられるナカグロの用法（の分類）を整理したうえで、コーパスとするテキストからの帰納によってナカグロの用法を以下の2種8類であると述べている。

1. 同質的語句の区切り

- ①並列
- ②選択
- ③両者間
- ④数量詞

2. 異質的語句の区切り

- ⑤同格
- ⑥所属
- ⑦カタカナ語
- ⑧その他

ここで、①並列は「福祉・教育・医療」のように〈すべてが成り立つ関係〉でつながれるもの、②選択は「有罪・無罪の判決」のように〈いずれかが成り立つ関係〉でつながれるもの、③両者間は「東京・ソウル路線」や「米国・カナダ関係」のように『AとBの間』の意味を示すもの、④数量詞は「十三・三%」のように小数点を表わすもの²である。また、⑤同格は「超大国・アメリカ」のように前後が〈同値ないし等価の関係〉でつながれるもの、⑥所属は「宮崎地裁・横山秀憲判事」「東京・練馬区」のように〈一方が他方に

属する関係)にあるもの、⑦カタカナ語は「ジャパン・アズ・ナンバーワン」や「エズラ・ボーゲル氏」のようにカタカナで表記される語句(固有名詞を含む)の区切りに用いられるものであり、いずれにも分類されないものが⑧その他である。

1.2. 分類の問題点

王(2006:32f)の分類は、主にナカグロの前後の言語要素の関係性に注目した結果であり、前後の言語要素が同質的であるか異質的であるかによって2種に分類されると説かれている。しかし、同質的/異質的という大別は、本来、言語要素間の意味の関係に基づく判断であり、それを④数量詞(小数点)や⑦カタカナ語といった表記の形式に依拠した分類³の上位区分とすることには、そもそも無理があるのではないかと思われる⁴。実際に、王(2006:34)でも、④数量詞、⑦カタカナ語、⑧その他については言語要素間の関係の類型化が難しいと述べられており、同質的語句の区切りと異質的語句の区切りという分類が成功しているとは見なしがたい。仮に、王(2006)の意見に従って、ナカグロの用法を2種に分類するのであれば、(1)言語要素間の関係が意味によって類型化できる(類型化しやすい)場合と(2)言語要素間の関係が意味によって類型化できない(類型がしがたい)場合とに区別することになるのではないかと思われる。これは、ナカグロの主要な用法を〈語句の並列〉(=意味関係が規定しやすい)と〈語句の区切り〉(=意味関係が規定しづらい)にあると見る従来の説⁵と共通するものである。

また、王(2006)の分類については、同質的/異質的の分類原理だけでなく、前節に引用した8類の区別についても疑問に感じられる点があるので、以下に挙げておきたい。

まず、①並列と②選択とが区別されているが、これらは文脈によらなければ識別しがたい場合が多いのではないだろうか。例えば、「法令・規則改正」という場合、「『法律および規則』の改正」とも「『法律あるいは規則』の改正」とも解釈できるものと思う。これは、例えば「毎日、ビールや焼酎を飲む。」というときの助詞「や」が2通りに解釈できるのと同等であろう。

次に、③両者間の分類についても、意味の上で『AとBの間』を示しているとしても、形式の上では前後の要素が複合して後続の語句を修飾しているものである。その点では、①並列、②選択と解しうる「九州・沖縄サミット」、「有罪・無罪の判決」などとの違いはないはずである。なお、日本語表記はベタ書きを標準としているため、例えば、「東京・ソウル路線」と表記しても「東京ソウル路線」と表記しても意味が紛れることはないものと思われる。王（2006：43）は「東京・ソウル路線」が〈東京路線とソウル路線〉と誤読される可能性に言及しているが、サーチエンジン⁶の検索結果ページでは表示数順⁷に「東京ソウル路線」、「東京-ソウル路線」、「東京～ソウル路線」、「東京・ソウル路線」、「東京=ソウル路線」の5通りの表記が見られた。「東京・ソウル路線」のような表記は、横書きにおいて一般的でないようである。

以上のことから判断して、ナカグロの主要な用法は従来説の通り〈語句の並列〉と〈語句の区切り〉に区分して考えるのが妥当ではないかと考える。

1.3. その他の用法

王（2006：32f）の分類は、具体的な使用例から帰納されたものであり、従来は周位的と見做されて注目されなかった用法が少なからず用いられている実態を明らかにしていると評価することができる。一方で、従来指摘されている用法のうち、(1)（縦書きで）時刻を表わす、(2)ローマ字と併用する、(3)人名のよみがなで姓名の間を区切る（例：あんどう・ただお）は観察されなかったようである。これは、コーパスとしたテキストの性質によるものと思われる、上記の用法が実際に用いられていないことを示すものではなからう。

また、王（2006）は、ナカグロの用法を分類する際に、縦書きと横書きの違いやテキストのジャンルの違いにも注意を促している。表記においては、縦書きか横書きかによって観察される実態に違いが見られることは珍しくないし、1.1.の引用で指摘されていないものだけを考えても、(1)ナカグロの連続で（三点）リーダーを代用する⁸使用、(2)箇条書きでの行頭記号としての使用、(3)エモティコン (emoticon) やアスキーアート (ASCII Art) での使用などがある。また、近時はユニコード (Unicode) の普及で影響が少なくなっ

ているものの、いわゆる機種依存文字が（もともと意図した通りには表示されず）ナカグロで表示されるようなケースもありえよう。

1.4. 用法の分類法

一般に、表記符号とは、言語の表記に用いられるイメージのうち、読み方（記号の名称ではなく、音声化される際の具体的な発音の形）を有しないものを指す。他方、読み方を有するものは文字と呼ばれる。そのため、(個々の)カタカナや漢字は文字であり、句読点やカギカッコは表記符号である。また、言語の表記に用いられないイメージは、単に、図ないしは図形と呼ぶ。したがって、文字であることと文字でない（図形である）こととは容易く反転する関係にあるということが出来る。例えば、文字と認識されているイメージも、エモティコンやアスキーアートの中では図・図形として用いられることがある。以下のエモティコン（顔文字）において、「m」や「9」や「㐂」（キリル文字のひとつ）は図形であり、「p」や「一」は文字であるということが出来るであろう。

m9(㐂^㐂^)^pキヤー

一方で、文字であるか文字でないかは、具体的な使用において判断するまでもなく、特定の文字体系（個々の文字のシステムティックな集合）に属するか否かによると考えることも出来る。例えば、「m」はアルファベットの文字体系に、「9」は算用数字（アラビア数字）の文字体系に属するがゆえに文字であると考えられるわけである。この考えでは、表記符号の集合に属するのが表記符号であることになる。

以上のことから、表記符号の用法を分類する際には、まず、表記符号の集合に属するのが、(1)表記符号として使用されている場合と(2)表記符号として使用されていない場合とを区別すべきであろう。そのうえで、表記符号として使用されている場合の類型が考えられることになる。ナカグロについていえば、(1)箇条書きでの行頭記号としての使用、(2)エモティコンやアスキー

アートでの使用が、表記符号として使用されていない場合にあたるだろう。また、表記符号として使用されている場合の類型については、すでに述べた通り、構造的な用法（前後の意味関係を示すための使用）と視覚的な用法（言語要素を分離するための使用）とに二分する従来からの分類法がなお有効であるものと思う。

2. 表記符号の中でのナカグロの用法

2.1. ナカグロと他の表記符号との比較

王（2006）は、表記符号としてのナカグロには、「くぎる力」と「つなぐ力」とがあると主張している。たとえば、「人種的理由による就職・入学の拒絶」という表現が、〈人種的理由による就職の拒絶と人種的理由による入学の拒絶〉と解しうるのは、ナカグロが「就職・入学」をつないでひとつの結合体としているからで、このような「つなぐ力」は読点にはないのだという⁹。王（2006）では、ナカグロ（・）と読点（、）とが比較されながら論じられているため、ナカグロについては、語句の並列やカタカナ語の区切り¹⁰が主にとりあげられている。しかし、ナカグロの用法として他の表記符号と比較しないし観察するべきはむしろ他所にもあるのではないかと思われる¹¹。以下、本稿では、(1)日時を表わす表記符号、(2)地名の省略を表わす表記符号について考察することにした。

2.2. 日時を表わす表記符号

表記符号には、日時（日付・時刻）や時間を表わす際に使用されるものが少なくない。具体的には、前者を示すものに、スラッシュ（/）、コロン（:）、ハイフン（-）、ピリオド（.）があり、後者を示すものに、コロン（:）、デグリー（°）、ダッシュ（'）、ツーダッシュ（"）がある。また、日時や時間の範囲（期間）を示すものに波型（～）と二分ダーク（-）がある。ナカグロ（・）は、日時を表わす際に用いられ、(1)（年）月日を示す場合と(2)時刻を示す場合とがある。このうち、後者は縦書きの場合に見られるもので、横書きでは一般

にコロンが用いられる。本節では(年)月日を示すナカグロについて考察する。

2.2.1. サンテンイチイチの表記

東日本大震災を指して用いられる「サンテンイチイチ (地震/震災)」ないし「サンイチイチ (地震/震災)」を表わすと見られる表記として、サーチエンジンの検索結果ページでは以下の4種11類が観察された(全角文字と半角文字を区別する)。

ピリオドを用いるもの : 3. 11 3. 11 3.11
ナカグロを用いるもの : 3・11 3・11 3・11 三・一一
スラッシュを用いるもの : 3/11
符号を用いないもの : 311 3 11 三一一

このうち、スラッシュを用いた例は稀であり、漢数字よりも算用数字を用いる方が多いようである。このことから、「サンテンイチイチ」の表記としては、ナカグロとピリオドが同じ機能を重複して担っていることがわかる。なお、中文(繁体字、簡体字とも)のウェブページについては、「311 (地震/震災)」「311 (地震/震災)」「三一一 (地震/震災)」の例がほとんどであったが、少数ながら「三・一一」と漢数字にナカグロを使った例や「3-11 (地震)」とハイフンを用いた例も見られた。

2.2.2. キューテンイチイチの表記

「サン(テン)イチイチ」と類似した語句として「キュー(テン)イチイチ(同時多発テロ事件)」の表記については、以下のものであった(全角文字と半角文字を区別する)。

ピリオドを用いるもの : 9. 11 9. 11 9.11 九.一一
ナカグロを用いるもの : 9・11 9・11 九・一一
ハイフンを用いるもの : 9-11 9-11 九一一

スラッシュを用いるもの：9/11

符号を用いないもの　　：911　　9 11　　九一一

主にナカグロとピリオドによって表記される点は共通しているが、ハイフンやスラッシュによる例が少なくないという点では違いが見られる。これは英語で nine eleven を「9-11」や「9/11」と表記することが影響しているものと考えられ、表記（体）における欧文脈の要素といってよいものであろう。

では、漢数字での表記ではどうであろうか。「サン（テン）イチイチ」の例と「キュー（テン）イチイチ」の例とを比較すると、ナカグロを用いるもの（「三・一一」、「九・一一」）と表記符号を用いないもの（「三一一」、「九一一」）が一般的で、他に「キューテンイチイチ」では、ピリオドとハイフンを用いた例（「九・一一」、「九一一」）がわずかながら見られた。

2.2.3. ニニロクの表記

「サン（テン）イチイチ」と「キュー（テン）イチイチ」の表記では、表記符号がある場合と表記符号がない場合とが観察された。では、前者が「サンテンイチイチ」、「キューテンイチイチ」に対応する表記で、後者が「サンイチイチ」、「キューイチイチ」に対応する表記だと解釈してよいであろうか。

これらと比較するために「ニ（一）ニ（一）ロク（事件）」の表記を調べたところ、結果は以下のものであった（全角文字と半角文字を区別する）。

ピリオドを用いるもの　　：2. 2 6　　2.26

ナカグロを用いるもの　　：2・26　　2・26　　二・二六

コンマを用いるもの　　：2, 26

符号を用いないもの　　：2 2 6　　226　　二二六

これらのうち、表示件数では「二・二六（事件）」が最も多く、「2・26（事件）」、「226（事件）」が次に多いものであった。また、「ニ（一）ニ（一）ロク」を漢数字で表記する場合には「二・二六（事件）」とナカグロを用いること

が多く、しばしば表記符号を用いないケースが観察された「サン（テン）イチイチ」、「キュー（テン）イチイチ」とは違いが見られる。「ニーニーロク事件」と「ニーテンニーロク事件」とでは、前者の音声形が優勢であると思われるので、このことは、ナカグロが必ずしも「テン」という音声形に対応するものとしては意識されていないことを表わすものと解釈されてよいだろう。そうであれば、「サン（テン）イチイチ」と「キュー（テン）イチイチ」の表記では、表記符号の有無が対応する音声形の相違を反映しているとはいえないものと考えられる。

2.2.4. 日時を表すナカグロ

日時を表すナカグロについては、以下のようにまとめられる。

現代日本語表記において、日時（日付）を表すナカグロは、特別な日付を表わす場合にコンマと競合している。同時に、ハイフンやスラッシュによる表記が使用される語もあり、表記（体）における欧文脈の要素と見なすことができる。一方、漢数字を用いるときには、ナカグロを用いる表記と表記符号を用いない表記とが並行しているが、それらが必ずしも対応する音声形の相違を反映しているわけではない。

2.3. 地名の省略を表わす表記符号

朝日新聞社用語幹事編（2010：145f.）では、「全国的に有名な地名で、区名を省くとき」にナカグロを用いるものとしている。例えば、「東京都中央区銀座」を「東京・銀座」と表記する場合である。

ウェブ上のテキストでの用例を調べてみると「東京都中央区銀座」の区名を省略した表記には、「東京・銀座」、「東京都・銀座」のほか、「東京銀座」、「東京銀座」、「東京都銀座」、「東京都銀座」があったが、ナカグロを重複した役割で用いられる表記符号は特に見られなかった。

一方、「東京・中央区」と区名を省略せずにナカグロを用いた例もあり、「東京・港区」、「東京・渋谷区」、「仙台・青葉区」、「広島・安佐南区」などナカグロを用いた区名の表記も少なくなかった。ただし、ナカグロを用いた区名

の表記にはSEO（サーチエンジン最適化対策：Search Engine Optimization）を意図してHTMLのtitleタグに記述されたと思われる例もある。そのため、ナカグロは地名の省略だけでなく、地名の区切りにも用いられているということが出来るが、後者がどの程度一般的なものは判断しがたい。

3. まとめ

本稿では、現代日本語表記におけるナカグロの用法について考察した。概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) ナカグロには、実際の使用において表記符号として用いられる場合と表記符号として用いられない場合とがある
- 2) ナカグロが表記符号として使用されている場合の類型については、構造的な用法（言語要素の並列）と視覚的な用法（言語要素の区切り）とに2分するのが妥当である
- 3) ナカグロは読点との使い分けが論じられがちであるが、その他の表記符号とも用法の上で重複している部分がある
- 4) ナカグロは、日時を表わす場合にコンマと用法が重複しているほか、同じ位置にハイフンやスラッシュという欧文脈の要素が観察されることがある
- 5) 漢数字で日時を表わす場合には、ナカグロがほぼ専用されるが、対応する音声形は一定していない
- 6) ナカグロは、地名の一部を省略する場合に用いられるだけでなく、地名の一部を省略せずに内部を区切る場合にも用いられる
- 7) ナカグロで地名の内部を区切る用法は、ウェブ上のテキストとその他のテキストとで使用に違いが見られる可能性がある

以上は、主にウェブ上のテキストを対象に考えられたものであり、より広範な観察によって補われなければならないものであることはいうまでもな

い。また、ナカグロ以外の表記符号についての考察も残されている。これらの点は、今後の課題とする。

注

- 1) 王 (2006) の用語では「中点 (中點)」であるが、本稿では統一して「ナカグロ」を用いる。なお、表記符号の名称については日本エディタースクール (2013) に準じる。
- 2) 主として縦書きの場合に用いられるが、算用数字 (全角) か漢数字かは問われない。一方、中国語では、書字方向にかかわらず、漢数字を用いるときには『間隔號』 (ナカグロと同形の表記符号) で小数点を表示してよいとされている (教育部國語推行委員會編著 2008)。なお、『間隔號』の標準的な使用は、(1)書名を表示する際にタイトルと章や篇の名前の間に用いる、(2)書名を表示する際にシリーズ名と書名の間に用いる、(3)原住民の名前に用いる、(4)翻訳した外国人名の姓名の間に用いるものとされている。
- 3) また、その他として具体的に挙げられている例 (『現・国際協力事業団』「第二・千年紀」「第三・千年紀」「本部・英ロンドン」「東京・日本外国特派員協会」) も、意味が紛れないように語句の区切りを明示したものと見ることができるものである。あるいは、後二者を所在地を表わすものと考えれば、⑥所属の例としても差し支えあるまい。
- 4) ⑥所属が異質的語句に係るというのも奇妙ではないか。ナカグロが組織名と人名のように性質の異なる語句の間に置かれることがあったとしても、⑥所属の例として挙げられた「兵庫県・神戸市」「米国・シアトル」「東京・練馬区」でナカグロの前後の言語要素が異質なものであると判断する理由は何であろうか。
- 5) 例えば、武部 (1979) による分類に見られる。
- 6) 日本語で表示されるウェブページを対象にグーグル (Google) のフレーズ検索を利用した (2014年1月)。以下、同じ。
- 7) ここでは、表示数を単純に合計した (以下、同じ)。ただし、ウェブの

テキストはしばしば転載されることがあるため、必ずしもユニークな使用の頻度を示しているわけではない。

- 8) ナカグロによる三点リーダの代用表記については、内山（2010）で論じられている。
- 9) ナカグロ（・）と読点（、）を比較するとき、複合した修飾語句の中での用法に違いが見られることは明らかであり、正当な主張であると思われる。ただし、「くぎる力」と「つなぐ力」という2つの変数によるのではなく、「くぎる力」の度合い（強弱）として説明する余地は、なお、あるものと思う。なお、内山（2010：8）では、文脈によって対照的な役割（「つなぐ」と「くぎる」などの一見相反する機能）を担うことが表記符号の本来的な性質なのではないかとする仮説が提示されている。
- 10) 井上（1998）は、カタカナ語の複合語の表記に一貫した規則が認められないことを指摘し、半角のアンダースコア（_）を用いてカタカナ語の意味構成要素を明示する分節表記（例：インフラ_ストラクチャー／環境アセス_メント）を提案している。井上（1998）の提案は、カタカナ語の受容ないし定着には表記の面の工夫が必要であるとする立場からなされているものである。しかし、実際には「インターネット・エクスプローラー」よりも「インターネットエクスプローラー」のように分節しない表記の方が好まれているように思われる。これは、『表記符号での分節が必要な語（表記符号を用いないと理解が難しい語）は認知度が低く日本語の熟語として成り立ちにくい』という意識があるものと考えられる。そのため、表記符号での分節が必要と思われる場合に、語の構成を変更する等の方法で、その語自体を回避することがある（例：「インクリメンタルクラスタリングアルゴリズム」ではなく「インクリメンタルなクラスタリングのアルゴリズム」とする、「グラフィカルユーザーインターフェース」ではなく「GUI」とするなど）。
- 11) ナカグロと他の表記符号の使い分けとしてひとつ明確なものは、カタカナ語の区切りにナカグロを用いたとき、カタカナ語の並列には読点を用いるというものである（例：「リチャード・ニクソン、ジェラルド・フォー

ドはアメリカの優れた大統領である。』。

参考文献

- 朝日新聞社用語幹事編（2010）『朝日新聞の用語の手引き』朝日新聞社。
- 井上道雄（1998）「カタカナ語表記への言語心理学からの提案：読みやすい語表記をめざして——分節表記」、『神戸山手女子短期大学紀要』41, pp.45-58.
- 内山和也（2010）「無言を表わす表記符号に関する小考」、『應用日語学術研討会論文集』, pp.1-15, 育達商業科技大學。
- （2011）「現代日本語表記における区切り符号の文体論的一考察」、『2011 語言應用國際學術研討會「語言・文化・創意」』, pp.173-188.
- 王世和（2006）「論說文的『中點』用法及問題點」、『銘傳日本語教育』9, pp.23-45.
- 教育部國語推行委員會編著（2008）『重訂標點符號手冊』（修訂版）
[online] www.edu.tw/files/site_content/M0001/hau/f2.html.
- 武部良明（1979）『日本語の表記』（角川小辞典）角川書店。
- 日本エディタースクール（2013）『日本語表記ルールブック』（第2版）日本エディタースクール。